

ポイント

(独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更)

(漁業信用保険関係)

- 第 11 次地方分権一括法において、令和 4 年 4 月 1 日から、沿岸漁業改善資金の転貸融資方式が導入され、転貸方式により貸付を受ける者の債務に対して、漁業信用基金協会が保証を行う際の保険料率を設定する必要。
- 令和 2 年度の料率算定委員会において得た結論に沿って、一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金並びに事業資金のうち旧債整理資金を一つの料率区分として統合して設ける『経営維持資金』の保険料率を設定する必要。
- 以上 2 点について、業務方法書の変更を行い、令和 4 年 4 月 1 日から施行（ただし、『経営維持資金』の保険料率の適用については、1 年間の経過措置を設け、令和 5 年 4 月 1 日からの適用）。

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 新旧対照表

変 更 (案)			現 行		
第 1 章～第 9 章 (略)			第 1 章～第 9 章 (略)		
別表 1～3 (略)			別表 1～3 (略)		
別表 4 漁業信用保険業務の保険料率			別表 4 漁業信用保険業務の保険料率		
保証保険			保証保険		
中小漁業者等 資金等種類	総トン数 20 トン以上の動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者	中小漁業者等 資金等種類	総トン数 20 トン以上の動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者
漁業近代化資金及び漁業経営改善促進資金	年 0.30% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)	漁業近代化資金及び漁業経営改善促進資金	年 0.30% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)
<u>沿岸漁業改善資金</u>	<u>二</u>	<u>年 0.22%</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
金融公庫資金	年 0.45% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)	金融公庫資金	年 0.45% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)
公害防止資金及び災害資金	年 0.34%	年 0.34%	公害防止資金及び災害資金	年 0.34%	年 0.34%
<u>経営維持資金</u>	<u>年 1.20%</u>	<u>年 1.20%</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>一般緊急融資資金</u>	<u>年 0.70%</u>	<u>年 0.70%</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>借替緊急融資資金</u>	<u>年 1.20%</u>	<u>年 1.20%</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>経営安定資金</u>	<u>年 1.20%</u>	<u>年 1.20%</u>
生活資金	年 0.22%	年 0.22%	生活資金	年 0.22%	年 0.22%
事業資金	年 1.05% (災害特例あり)	年 0.77% (災害特例あり)	事業資金	年 1.05% (災害特例あり)	年 0.77% (災害特例あり)
漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%	漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%
融資保険 (略)			融資保険 (略)		

(注)

(1) 金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法（昭和52年法律第93号）第1項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ヨからネまで若しくは第18号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。

(2) 沿岸漁業改善資金とは、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第2項に規定する経営等改善資金、同条第3項に規定する生活改善資金及び同条第4項に規定する青年漁業者等養成確保資金をいう。

(3)・(4) （略）

（削除）

（削除）

（削除）

(注)

(1) 金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法（昭和52年法律第93号）第1項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ヨからネまで若しくは第17号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。

(新設)

(2)・(3) （略）

(4) 一般緊急融資資金とは、緊急融資資金であって次号に規定する資金以外のものをいう。

(5) 借替緊急融資資金とは、緊急融資資金のうち中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として次に掲げるものをいう。

ア 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第8条第1項に規定する資金

イ 平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号（中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項から第11項までに規定する資金

(6) 経営安定資金とは、漁業信用基金協会業務方法書（例）（昭和49年8月31

<u>(5) 生活資金とは、漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。</u> <u>(6) 経営維持資金とは、次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 緊急融資資金</u> <u>イ 経営安定資金（漁業信用基金協会業務方法書（例）（昭和 49 年 8 月 31 日付 49 水漁第 3881 号水産庁長官通知）第 7 条第 2 項に規定する資金）</u> <u>ウ 金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金であって、（ア）国または地方公共団体の補助を受けた負債整理のための資金（緊急融資資金を除く。）又は（イ）新たな保証付き融資により既存の保証付き融資の返済を行う資金。</u> <u>(7) 事業資金とは、漁業近代化資金、公害防止資金、災害資金及び(1)から(6)までに定める資金以外の資金をいう。</u> <u>(8)・(9) （略）</u>	<u>日付 49 水漁第 3881 号水産庁長官通知）第 7 条第 2 項の金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金をいう。</u> <u>(7) （略）</u> （新設） <u>(8) 事業資金とは、漁業近代化資金、公害防止資金、災害資金及び(1)から(7)までに定める資金以外の資金をいう。</u> <u>(9)・(10) （略）</u>
---	--

附 則

- この業務方法書の変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 4 の経営維持資金の保険料率は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 別表 4 の変更の適用前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。